

令和4年第1回定例会議事日程（第2号）

令和4年3月4日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第4号 吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第5号 吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第6号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 令和3年度吉富町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第7 議案第9号 令和3年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第10号 令和3年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第11号 令和3年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第12号 令和3年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第13号 令和3年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第12 議案第14号 令和4年度吉富町一般会計予算について
- 日程第13 議案第15号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第16号 令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第15 議案第17号 令和4年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第16 議案第18号 令和4年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第19号 令和4年度吉富町下水道事業会計予算について
- 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

令和4年第1回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和4年3月4日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 3月4日 10時00分
 応 招 議 員 1番 角畑 正数 6番 太田 文則
 2番 向野 倍吉 7番 梅津 義信
 3番 中家 章智 8番 岸本加代子
 4番 矢岡 匡 9番 横川 清一
 5番 山本 定生 10番 是石 利彦
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	建設課長	和才 薫
教 育 長	江崎 藏	地域振興課長	軍神 宏充
統括課長兼 未来まちづくり課長	守口 英伸	上下水道課長	奥家 照彦
総務財政課長	奥本 仁志	教 務 課 長	小原 弘光
住 民 課 長	石丸 順子	吉富あいあい センター所長	工藤多津子
税 務 課 長 会 計 管 理 者	別府 真二	危機管理室長	友田 哲也
福祉保険課長	岩井 保子	検査会計室長	奥本 恭子
子育て健康課長	石丸 貴之	吉富保育園長 吉富幼稚園長	鍛治 淳子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	鍛治 幸平
書 記	小谷瀬鉄平

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり

議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元の配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、矢岡議員、2名を指名いたします。

日程第2. 議案第4号 吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙公報の発行に関する 条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第2、議案第4号吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 着座にて失礼いたします。御説明をいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてでございます。

本条例は、吉富町議会議員及び町長の選挙において、有権者に各候補者の氏名、経歴、政見等について知る機会の拡充を図ることを目的として選挙公報を新たに発行するために制定するものでございます。

議案書2ページをお開きください。

条文を追って説明をいたします。

第1条では、公職選挙法の規定に基づき選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるという条例制定の趣旨を記載しております。

第2条では、選挙管理委員会、以下委員会と申し上げます。委員会は、町議会議員及び町長の選挙において、選挙公報を選挙ごとに1回発行しなければならない旨を定めております。

第3条では、掲載文の申請について。第1項で、候補者は選挙公報に掲載する文面について委員会の指定した日までに文書で申請しなければならない旨、第2項で、掲載文の内容について選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない旨を定めております。

第4条では、選挙公報の発行手続について。第1項で、委員会は候補者から提出された掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない旨、第2項で、2人以上の候補者を選挙公報に

掲載する場合は、委員会がくじで掲載順序を定める旨、第3項で、候補者はそのくじに立ち会うことができる旨を定めております。

第5条は、選挙公報の配布について。第1項で、選挙公報は選挙期日の前日までに各世帯に配布しなければならない旨、第2項で、委員会は各世帯に配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、新聞折り込みその他これに準ずる方法で配布に代えることができる旨を定めております。

なお、この場合は、役場その他の適当な場所に選挙公報を備え置くなどして選挙人が容易に選挙公報を入手できるように努めることとしております。

3ページをお願いします。

第6条では、選挙が無投票となったとき、天災や避けることができない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行手続は中止する旨を定めております。

第7条では、この条例に定めるもののほか必要な事項は委員会が別に定めることとしております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。また、質疑の回数は同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」の発声の後、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。

以上のことを必ずお守り頂きますよう、よろしくをお願いいたします。

では、本案に対して御質疑ありませんか。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 第3条2項に、選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならないというのがあるんですけど、これは品位を損なう事項であると判断するのはどこなんでしょうか、委員会でしょうか。

それと、記載してはならないということで、そういうものを原文の中に記載したときは、それを記載しないというようなのは規定か何かで決められるんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） お答えいたします。

品位を損なうかどうかということにつきましての判断につきましては、選挙管理委員会のほうで行うこととしております。

記載の内容につきましては、もしそういったものがあると判断された場合は、選挙管理委員会のほうで、ここについてはこういう修正をしていただきたいということで御指導といいますか、御指摘をさせていただくことになろうかと思えます。

どこまでが品位を損なうか損なわないかというのは、なかなか文面で明確にすることは難しいと思いますので、規定で定めるといふようなことにはならないのではないかと思います。

○議長（是石 利彦君） ほかに。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 本条例の設置をすることは公職選挙法の改定に伴うものだと理解していますが、町としては本条例を町に設置することで何を期待してるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まず、この選挙公報の発行につきましては、令和2年度に行われた公職選挙法の改正以前から発行は可能であったものでありますので、今回改正に伴って制定するというものではございません。

先ほど趣旨として申し上げましたけれども、有権者の皆様に各候補者の氏名や経歴、政見等、そういったところについて知っていただく、その機会を新たに設けたい、そういう思いで今回新たに制定をしたいというところで条例の制定をさせていただいてるところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第3. 議案第5号 吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第5号吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 御説明いたします。

議案書4ページをお願いいたします。

吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございます。

本条例は、令和2年6月の公職選挙法改正により、町村の選挙において候補者が使用する選挙運動用自動車の経費及び選挙運動用ビラとポスターの作成経費については条例で定めるところによってこれらの経費を公費で負担することが可能となりました。そこで、本町におきましても候補者の選挙に要する経費の負担の軽減を図り、立候補しやすい環境に改善を図るため、国政選挙における法令の規定に準じて条例を制定するものであります。

議案書5ページをお願いいたします。

条文を追って説明いたします。

第1条ですが、公職選挙法の規定に基づき吉富町の議会議員及び町長の選挙において選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラとポスターの作成の公費負担について必要な事項を定めるという条例制定の趣旨を明らかにしております。

第2条から第5条までは、選挙運動用自動車の公費負担について規定しております。

第2条では、候補者は立候補の届出日から選挙期日の前日までの間、ただし無投票となった場合はその事由が生じたまでの間、つまり選挙運動が可能であった日数、そちらに6万4,500円を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができる旨を定めております。

なお、ただし書で、無料で使用できるのは、候補者が供託した供託金が没収されない場合に限ることとしております。この供託金の件と公費負担の対象となる期間につきましては、他の選挙運動の公費負担についても同様の規定をしております。

第3条では、公費負担を受けようとする候補者は道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送業者、いわゆるタクシー事業者、その他の者との間で有償契約を締結し、委員会に届け出なければならない旨を定めております。

なお、次の第4条第2項で定めておりますいわゆるハイヤーの借り上げ以外の契約の場合は、候補者と生計が同一の親族はこうした契約を業として行う者以外については公費負担の対象から除いております。

6ページをお開きください。

第4条では、公費負担の額と支払い手続を定めております。本来、第3条の契約に基づいて候補者が事業者に対して支払うべき金額のうち、こちら本条の第1号、第2号に定める金額につい

て当該事業者からの請求に基づいて町が支払う旨を定めております。

第1号では、一般運送契約、いわゆるハイヤーの借り上げ契約について、選挙運動用自動車として使用された日について1日につき6万4,500円を上限にその合計金額を支払うこととしております。

第2号では、一般運送契約以外の契約について定めております。アの自動車の借入れ契約については、1台に限り1日につき1万5,800円を上限にしております。イの燃料の供給に関する契約については、7,560円に当該選挙運動における日数から第1号のハイヤーの契約をした日数を引いた日数を乗じて得た金額を上限としております。

なお、燃料契約は複数の事業者と契約して何度も燃料補給を行う可能性があることから、その金額が上限の範囲内であることにつき委員会が確認したものに限ることとしております。

7ページをお願いいたします。

ウの運転手の雇用に関する契約については、運転手が運転業務に従事した日について1人当たり1日1万2,500円を上限に定めるものであります。

第5条では、第4条の第1号と第2号の契約をどちらも同じ日に締結している場合は二重に公費負担することのないように候補者が指定するいずれかの1つの契約のみ公費負担を行うことと定めております。

次に、第6条から第8条までにつきましては、選挙運動用ビラの作成の公費負担について定めております。

第6条では、候補者は第8条に定める金額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成できる旨を、第7条では、候補者がビラの作成業者と有償契約を締結し委員会に届け出なければならない旨を定めております。

第8条では、本来候補者が契約に基づいてビラ作成業者に支払うべき金額のうち1枚当たりの作成単価7円51銭を上限に法で定めるビラの作成枚数の範囲内、議会議員選挙でいきますと1,600枚、町長選挙は5,000枚、こちらを乗じて得た金額を町がビラ作成業者に支払うことと定めております。このビラとこの後説明いたします選挙運動用ポスターにつきましては、複数の事業者と契約して印刷をする可能性があることから印刷枚数が公費負担の上限の範囲内であることについて委員会が確認したものに限り支払いを行うこととしております。

8ページをお願いいたします。

第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターの公費負担について定めております。

第9条では、候補者は第11条に定める金額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成できる旨を、第10条では、候補者がポスターの作成業者と有償契約を締結し委員会に届け出なければならない旨を定めております。

第11条では、本来候補者が契約に基づいてポスター作成業者に支払うべき金額のうち1万円当たりの作成単価8,800円を上限に町のポスター掲示場の数14か所、こちらを乗じて得た金額を上限に町がポスターの作成業者に対して支払うことと定めております。

なお、これらの公費負担のうち自動車とビラにつきましては、国政選挙において法令で定めた金額と同じ上限額を設定しておりますが、ポスターにつきましては、国と同様の上限額の計算方法ではあまりに単価が高くなり過ぎるため近隣の印刷業者数社から見積りを取り、これらを参考に上限額を設定させていただいております。

最後に、第12条で、この条例に定めるもののほか必要な事項は委員会が別に定めることとしております。

9ページをお願いします。

附則として、この条例は公布の日から施行し、来年4月に予定されております次の町議会議員及び町長の選挙から適用することとしております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対し御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 皆さん、おはようございます。

これは総務委員会の付託ですので、細かいことは総務委員会のほうでお聞きしたいと思います。が、せっかく議員さんまだいらっしゃるんで、委員会に帰属していない委員のために1点だけちょっと確認させてほしいんですけど。

今回、公費負担も可能になる中で運転手に対する日当、これが出せるようになりました。これ、公費負担の支払い手続の流れの中で、事業者等へ町選挙管理委員会から公費を支払うという項目になってるわけですけど、この運転手の場合はどういう形になるのか、そこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 運転手についても全く同じ考え方でございます。こちら、イメージとして、レンタカーとかであれば業者さんをイメージされて、運転手であれば個人の方をイメージされるのではないかと思いますけれども、個人の方もそういった労務をされた方からの請求に基づいて町がその方に支払うという形をとるようにしています。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この条例に関する財源は、もちろん一般財源ですか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） こちらは一般財源でございます。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） この規定を利用してフルに活用した場合に、1人当たり総額幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） いいですか。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） ちょっと今計算した数字を持ち合わせておりません、申し訳ございません。

ただ、こちらにありますように、例えば自動車であれば6万4,500円に、通常でいいですと選挙期間が5日間ありますので、掛け5の三十数万円、そういったものを全てこちらに掲載して金額を掛け合わせた合計額ということになるかと思えます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） この条例、さっきのは前からあるやつです。今度は改定案ですけども、条例設置の趣旨は理解しました。この条例ができたとしてどのような媒体で町民にお知らせする予定にしていますか。ここにおられる方はみんな審議する中で把握していくと思うんですけど、公平というところで立てば結構長い文になるのでほかの町民の方たちにどのような形でお知らせするのかお聞きします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 公費負担についての制度を初めて導入いたしますので、当然広く皆様に周知する必要があると思っております。広報誌はもちろんですがホームページ、そういった媒体を通じて広くお知らせしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号は総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号吉富町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

日程第4 議案第6号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第4、議案第6号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（別府 真二君） 議案書10ページをお願いします。

議案第6号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本議案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に交付され、地方税法の一部が改正されたことに伴い、吉富町健康保険税条例の一部を改正するものです。

地方税法の主な改正は、6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者を対象に均等割額を2分の1減額する改正であります。本町においては対象を15歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、中学校修了前の子供までに対象年齢を引き上げ、子育て世代をより広く支援するため条例の一部を改正するものです。

また、平成26年度に賦課方式を4方式から3方式へ変更改正に伴う資産割額の廃止をした際、一部改正漏れがあったため条例の一部を改正するものです。

議案書11ページ、附属資料1ページを併せてお願いします。

第2条は、賦課方式を4方式から3方式へ変更した際、基礎課税額の上限を規定する第2項の「不要な」及び「資産割額」の字句を削るものです。

議案書11ページの4行目、第3条の見出し及び第5条の見出し中から10行目、第23条第1項中までの改めるものですが、地方税法第703条の4及び第703条の5の改正に伴うものであり、附属資料の1ページから7ページまでに新旧対照表として記載をしております。

議案書11ページの17行目、半ば辺りですが、それ以降は、第23条に規定する国民健康保険税の減額に新たに第2項として対象年齢が15歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の均等割額を2分の1に減額する町独自の改正を追加するというものであります。

併せて、附属資料の8ページから9ページに、同様に子育て世代の減額の拡大に伴う均等割額の各減額について、第2項として新たに追加するものです。

8ページ中段辺りからです。（1）は基礎課税額に関する軽減、9ページ、（2）は後期高齢者支援金等課税額に関する軽減についてを規定しています。（1）、（2）ともにア、イ、ウはそれぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減の税額、エはともに均等割額の基準額について規定しています。

9ページ中段の第23条の2は、地方税法第703条の5の改正に伴うものであり、10ページ中段以降から最終21ページまでにわたります附則の改正ですが、これは法律の改正または政令の改正に伴う改正となります。

議案書の12ページをお願いします。

附則です。施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、5条の2第1号及び第13条第1項の改正規定、第23条の改正規定並びに第23条の2の改正規定、附則第2号から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

適用区分、第2項、この条例による改正後の吉富町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決くださるようお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 数点ちょっとお聞きしたいんですけど、今回の保険税条例を変更に当たって、国の法改正と、あと町独自の部分があると思いますが。

大変これはいい内容だなとは私も個人的に思うんですが、ちょっと数点確認させてください。これ対象となる世帯数というか人数、これが何人ぐらいいらっしゃるのかと、あとこれに係る経費、どれぐらいになるのか。要は、お聞きしたいのは金額と、あとは例えば連合からの何か補助があるのかとか国庫補助があるのかとか、いわゆる一般財源、もう町が独自ののか、その辺をお聞きしたいんですけど。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長（別府 真二君） 令和3年度の当初課税時点における15歳以下の対象者数としては、94名であります。そのうち、今回軽減対象となる世帯については73名、7割軽減が28名、5割軽減が29名、2割軽減が16名。軽減税額としては、79万3,800円程度を予想しております。これは、令和4年3月1日時点の同じ対象年齢の被保険者と数値としてはさほど変わってないので、このまま推移していくものと想定しております。

また、そういった軽減世帯の多い国民健康保険を行う市町村に対しては、基盤安定繰入金というものがございます。保険者支援分と保険税軽減分というところなんですけど、7割、5割、2割軽減の多い自治体、または7割、5割、2割軽減の軽減において税額が減少する自治体について、一定の率を講じた上で繰入金として国、県、町がそれぞれ繰り入れるものとして法定繰入れとして対応されるものと今のところ考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 補足説明をいたします。

先ほどの減収分になりますが、町の単独分につきましては54万4,600円で計算をしております。国の施策による軽減による減収は24万9,200円で、そのうち保険基盤安定負担金

により国、県合わせて4分の3の18万6,900円が補填される見込みをしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと分からなかったんですけども確認をさせていただきます。

私は、反対にこういうふうに町独自で住民サービスを向上させた場合にペナルティーがないかなと思ったんです。そういったのはないですか。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の山本議員、同僚議員のお答えというのがちょっとよく分からなかったんですけど。こういうふうに、町独自にサービスをよくしてますよね。そういったことに対して国が補助するということではないですよね。

むしろ、私は、そういうことをしたときにはよくペナルティーがかかるというふうに聞いたりするんですけど、心配するんですけど、そこはないんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 町単独分につきましては、補填がございません。一般会計からの法定外の繰入れ等を今回はいたしておりませんので、ペナルティーはありません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号は福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第5. 議案第7号 吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第5、議案第7号吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 御説明をいたします。

議案書の13ページと14ページ、附属資料22ページの新旧対照表を併せて御覧ください。

吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額が改められたことにより本条例の一部を改正するものでございます。

条文の説明をいたします。

吉富町国民健康保険条例（昭和34年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中、「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。出産育児一時金と併せて支払う産科医療補償制度の掛け金は1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることとなりましたが、少子化対策の観点から出産育児一時金の支給総額は現行の42万円を維持することとなったため、減額された掛け金相当額を出産育児一時金に上乗せする改正でございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を公布の日からとし、改正後の本条例の規定は令和4年1月1日から適用する。

また、経過措置といたしまして、令和3年12月31日までに出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については従前の例によるものといたしております。

今回の改正は政令の改正に伴うもので、町単独の改正はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対し御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第8号 令和3年度吉富町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第6、議案第8号令和3年度吉富町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号は、本日の質疑は省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号令和3年度吉富町一般会計補正予算（第11号）については、本日の質疑は省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

日程第7. 議案第9号 令和3年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第7、議案第9号令和3年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

歳入2ページ、歳出3ページ。

次に4ページ、事項別明細書、総括、歳入。

5ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入6ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 3款国庫支出金の国庫補助金、災害臨時特例補助金、今回はどれを対象にした形になるのか。古くは福島第一原発とかからずっと始まっていると思うんですけど、対象は今回どれぐらいの規模、いわゆる人数なのか人口なのか、ちょっとその内容についての説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） お答えいたします。

この対象につきましては、税のコロナ減免に対する補助金でございます。

1目の一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年課税分、介護納付金分現年課税分の総額に対する減免でございます。これにつきましては、8世帯分

となっております。補助額は、国が10分の6でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 7ページ。

歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。8ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 2款保険給付費の助産諸費、出産育児一時金が今回減額されてますが、もうこの時期ですので確定だと思うんですが、今回何名が対象になったか、詳細を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 2月末の実績で4件支給しております。残り2件分を残して減額させていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、9ページまで。

歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入、歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第9号は福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号令和3年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第8. 議案第10号 令和3年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（是石 利彦君） 日程第8、議案第10号令和3年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

歳入2ページ。

歳出3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。

5ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入6ページ。

歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出7ページ。

歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入、歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第10号は福祉産業建設委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号令和3年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第9. 議案第11号 令和3年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第9、議案第11号令和3年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

歳入2ページ、歳出3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。

5ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入6ページ。

歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出7ページ。

歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入、歳出全般について御質疑ありませんか。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号は総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号令和3年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）については、総務文教委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第12号 令和3年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（是石 利彦君） 議案第12号令和3年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

補正予算実施計画、収益的収入及び支出2ページ。

資本的収入及び支出3ページ。

予定貸借対照表、4ページ、5ページ。

補正予算明細書、収益的収入及び支出6ページ。

資本的収入及び支出7ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 寒さもある程度峠を越えたのかなと思うんですが、今期の水道に関しては、特に凍結などで被害がいつも例年あってるわけですが、そういう形の今回は何かありましたか、その辺教えてください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 昨年は1月に非常に強い寒波によりまして水道管の凍結、破裂、漏水というのはあったんですが、幸いにいたしまして、本年はそのような被害は今のところ発生しておりません。氷点下を記録するような日は何日かあったんですが、そういった寒波対策といたしまして防災無線で周知を図ったり、町のホームページにも記載をしまして、またKBCのdボタン、そういったことにも掲載をいたしまして寒波対策を十分行ってくださいというようなことを住民の皆さんに呼びかけたところです。

そして、町の施設に対しましても、職員に周知を図り、凍結、破裂のそういった対策をしっかりやるようにというふうなことも周知をいたしましたし、また1月、2月の検針におきましても検針員さんに漏水があるかもしれませんのでしっかりとその辺を注視してくださいというようなこともお願いをいたしまして、今のところ水量が大幅に増えたというような報告は私どもには入っておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、凍結に関しての話を聞かせてもらったんですけど、それ以外に1年間を通してのいわゆる漏水、この漏水というのは支払う人がいないで、要は垂れ流している水になってしまうのでこれは無駄な限りですから、ちょっとその対策、今回減額になっているのでそこまで必要なかったということなんでしょうか。ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今、山本議員さん言われるとおり、漏水というものは水道事業にとって決していいことは何ともありません。水を作るためには費用がかかりますし、その水が漏水としていわゆる水道料金に跳ね返らないというのが漏水です。

現在、担当職員も非常に頑張るんですが、水圧、水量のそういったところのデータをクラウドといたしまして、いわゆる無線で飛ばしてデータで個人のパソコンでもそういったことが監視できるようにしております。というようなことから、平日はもちろんのこと、休日におきましても自宅のパソコンあたりでそういった急激な配水量の変化を日々24時間、365日、できる限り監視をしております。というようなことから、つい3週間ほど前ですが、週末の土曜日の夜に配水量が急に増えたというようなことで、これはちょっとおかしいというような報告を職員から受けてまして、夜11時過ぎでしたか、私ども確認をしまして、その日の夜のうちに漏水の箇所を発見しました。ちょうど休日、日曜日だったんですが、翌日日曜日に緊急に修繕工事をし、早期発見、早期修理ができた、そういった事象も1件ありました。そういったことで、漏水の防止には日々、今努めてる状況であります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 細かいことじゃないですけど、企業団からの水が0.6ミリグラムの消毒といたしますか、数値で危険かと存じます。この数字は決して低いほうではないと感じています。0.5を超えるとカルキ臭が出やすいとも聞くんですが、カルキの匂いが気になるという声は出ていないのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 水道に含まれる塩素に伴うところの臭気だと思います。私ども水を作るのに幸子浄水場で吉富町の自己水源で水を作ります。この浄水過程では0.4ppmを下回らないようにということで日々努めております。

ただ、今、議員さん言われるように、京築地区水道企業団のほうから日量650トンということで受水をしておりますが、この企業団の水の残留塩素は今言われるように確かに0.6ppmあるいは0.7ppmというような数字で入ってきます。というようなことから、町内の管末でそれぞれ幸子地区、高浜地区、界木地区で日々毎日残留塩素を確認するんですが、0.3ppmあるいは0.4ppmが検出されます。

水道法上でいいますと、これは0.1ppmを下回ることにはできないということになっております。臭気、これはもう人間それぞれの人が感じる場所でありましょうが、0.5ppmを下回っておればさほど塩素臭は感じないのではないかと思います。

ただ、水道の衛生上の消毒ですので、あまり多く入っておると水道水で塩素の嫌な臭いがするとなかなか使いづらいところはありますが、私たちの作業で注入によりまして上げることはできるんですが、何かの方法で下げるということがなかなかこれは非常に難しい点があります。町内で0.4ppm程度で現在保持しておるといような状況でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） では、7ページ終わりましたね。

給与費明細書8ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号は福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号令和3年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第13号 令和3年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）につい

て

○議長（是石 利彦君） 日程第11、議案第13号令和3年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

補正予算実施計画、収益的収入及び支出2ページ。

資本的収入及び支出3ページ。

予定貸借対照表、4ページ、5ページ。

補正予算明細書、収益的収入及び支出6ページ、7ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 収益的収入及び支出の部門で、7目の総係費の中で24委託料があるんですが、ここで大幅な減額があつてんで、ここの説明について説明を求めます。

○議長（是石 利彦君） もう一回、ちょっとはっきり。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 備考欄のところ、下水道台帳システム更新委託料が大きく減額になつてんで、こちらについての説明を願います。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 収益的支出の7目総係費の24節委託料の140万円の減額、下水道台帳システム更新委託料といいまして、これは毎年下水道の工事が終わった場所につきましてはデータで下水道台帳をずっと作成を継続しておるわけなんですけど、その執行残、入札によるところの執行残の減額ということでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 資本的収入及び支出8ページまで。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 8ページの受益者負担金が72万4,000円ですか上がってますけども、今、下水道は整備してきてかなり年数がたちますけども、接続率として何%でしょうか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） すいません、資料はちょっと見つかりませんが、先月末で54%程度、接続率は上昇しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 8ページ、山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 支出の部門で建設改良費で、管渠建設費、委託料が今回こちらでも減額大きく、設計積算、現場技術、業務等委託料が大きく減額になってます。こちらについての説明を求めます。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 24節委託料の1,500万円の減額ということでございます。

令和3年度の4月の人事異動におきまして、上下水道課に技術系の職員が1名配置されました。このことによりまして、これまで業務委託にて行っておりました実施設計書の作成や現場監理業務、あるいはその工事の精算業務、こういったところを職員で対応ができております。

ただし、実施設計書の作成につきましては、入札を急ぎたいというようなことから一部につきましては福岡県の建設情報技術センターに委託をしたんですが、そのほかの業務につきましては職員自前で現在行っておりますので、その委託分の委託料1,500万円が支出の抑制ができたということでございます。

また、この支出の分の委託料1,500万円の財源は、同じ同ページの収入の部、建設改良企業債にて同様に1,430万円の減額というようなことにつながっております。併せて、支出が抑制できた分その財源の分を借入れ、いわゆる借金をしなくて済んだというようなそういった効果につながっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 下水道の接続率54%という報告だったんですけど、今年度の最初から比べてどのぐらいに増えましたか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） すいません、今ちょうどその表をここに持ってきてないものですから、具体的な数字は後ほどお示ししたいと思います。昨年あるいは一昨年に比べまして非常にパーセンテージのほうは上昇しておる状況です。すいません、申し訳ございません。ちょっと数字的にお答えできません。

○議長（是石 利彦君） 委員会をお願いします。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 先ほど技術職員の配置により支出が減ったという形で、何かもう勝ち誇ったような顔で悔しい気がするんですが。大変いいことです。こういう形で、できれば自前のできるほうが、業者さんが潤うのは確かですけど、やっぱりできる分はできるようにしてほしいなと思います。

これ全般でちょっとお聞きしたいんですが、昨年度もやはり工事が大変多かったんで、下水に限らないわけですけど、ちょっと今回お聞きしたいのは、苦情とかトラブルそういったものはなかったのか、ちょっとその辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） これまでの施工におきまして、大きな事故につながるような事象というようなものは発生しておりません。

ただし、現場で工事をするというところで、下水道工事、現場で大きな重機が入って施工しますので、騒音であるとか振動であるとか、あるいは交通規制に関して通行止めに関する事、今年、あと最終的には舗装復旧するわけなんですけど、舗装復旧する際に乳剤が少し飛び散ってしまっている方々に御迷惑をかけたとか、でもそういったこと等ありましたけれども、精いっぱい誠意を持って対応させていただきました。そういうことで、寛大なといいますか、そういったことで御勘弁頂いたというような状況でした。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。議案第13号令和3年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開は11時10分をお願いいたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第12. 議案第14号 令和4年度吉富町一般会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第12、議案第14号令和4年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号令和4年度吉富町一般会計予算については、本日は予算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省

略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号令和4年度吉富町一般会計予算については、本日は予算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

では、執行部からページを追って順次説明を求めます。

なお、執行部から一般会計予算の概要という資料を作っていただいておりますので、簡潔な説明でよろしいかと思えます。

それでは、予算書1ページ、よろしいですか。

9ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 9ページ、地方債について御説明をいたします。

まず、一番上、起債の目的、臨時財政対策債、限度額4,000万円でございます。対前年で6,000万円の減でございます。地方の財源不足を補うものとして毎年発行されるもので、元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

その下、公共事業公債、限度額190万円でございます。国庫補助事業の財源として起債をするものです。補助対象事業費から国庫補助金を除いた町負担分に充当可能で、充当率は90%、そのうち40%は財源対策債分として元利償還金の50%が交付税措置されることとなっております。令和4年度は、道路更新防災対策事業分として起債をするものでございます。

次に、公営住宅建設事業債、限度額5,180万円でございます。幸子団地改修工事の財源として起債をするものです。国庫補助金を除いた町負担分に充当可能で、充当率は100%、交付税措置はございません。

次に、地方道路等整備事業債、限度額920万円でございます。市町村が単独事業として実施する道路整備事業の財源として起債をするものでございます。充当率90%で、交付税措置はありません。令和4年度は、福岡県景観整備事業の町負担分の財源とするものでございます。

次に、地域活性化事業債で、限度額4,280万円でございます。地域の活性化のため、自然や文化、再生可能エネルギーなど多様な地域資源を活用する基盤整備事業として町が実施する単独事業に起債可能なもので、充当率は90%、元利償還金の30%が交付税措置をされます。令和4年度は、吉富海岸の整備事業及びかわまちづくり事業の財源とするものでございます。

最後に、緊急防災・減災事業債で、限度額910万円でございます。喫緊の課題である防災減災対策に積極的に取り組めるよう防災基盤の整備事業として町が実施する単独事業に起債可能なもので、充当率100%、交付税措置は70%と非常に手厚い財政措置がでございます。令和4年度は、避難路と位置づける町道新設改良事業の財源とするものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 歳入13ページ。税務課長。

○税務課長（別府 真二君） それでは、13ページ、町税に占める割合が高い町民税と固定資産税について御説明いたします。

1項町民税は、前年度比800万円増の総額2億9,390万1,000円で計上しております。個人住民税は、均等割納税者3,200人を実績から想定した均等割、所得割納税者2,800人を見込んだ所得割それぞれの算定構成となっております。法人町民税は、400万円を減額した2,600万1,000円の計上です。均等割では、1号から9号法人を126社と想定し、法人税割では、令和元年10月以降の税率減少を反映した減額による計上です。なお、減額分は令和3年度から新設されました6款の法人事業税交付金で計上しております。町民税は町税全体の40.5%を占める割合となります。

次に、2項の固定資産税です。前年度比447万8,000円を増額した3億7,507万2,000円を算定し、町税全体では51.7%の割合となります。算定根拠としてですが、課税標準額265億5,000万円に税率1.4%を乗じた額となります。

課税標準額の内訳ですが、土地54億1,012万円、建物139億747万円、償却資産76億9,390万円、このうち新築家屋軽減が4億6,085万円となります。新築家屋は毎年増加する傾向にあります。町が推進しております移住や定住支援が実を結び、30代から40代の転入超過率が2021年では2.4%となり、九州、沖縄地方の市町村内でも上位に位置するなど個人住民税や固定資産税に反映できる成果が見られることも増額の要因としております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 14ページ、15ページ、16ページ、17ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 17ページ、1款1項1目地方交付税で1節普通交付税10億6,000万円でございます。令和3年度の交付見込み及び令和4年度の国の地方財政計画の伸び率等を考慮しまして、対前年で6,000万円の増額としております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 18ページ、19ページ、20ページ、21ページ、22ページ。建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 中ほどの3目土木費補助金、2節の道路更新防災対策事業費補助金の308万7,000円についてですが、これは、後ほど工事のところで説明をいたしますが、みちのり橋改良工事及び橋梁長寿命化修繕計画策定業務に係る補助裏についての補助金となっております。補助率は0.5665となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 29ページ、17款1項2目ふるさと吉富まちづくり応援寄附金で4,657万8,000円でございます。対前年で1,657万8,000円の増額で、そのうち1,000万円は前年度の実績を踏まえました令和4年度の寄附金目標、いわゆるふるさと納税の目標による増額でございます。残る657万8,000円は、指定金融機関であります福岡銀行の派出所の業務標準化に伴います税交付金自動収納機1台の導入に当たり、福岡銀行から企業版ふるさと納税を受けることによるものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） すいません、引き続き、同じく29ページです。18款1項1目基金繰入金1節財政調整基金繰入金2億1,930万円でございます。予算上の財源不足を補うものとして毎年計上しているもので、対前年度比で5,280万円の増額となっております。

同じく、ふるさと吉富まちづくり応援基金繰入金881万6,000円でございます。昨年度から基金として積み立てております寄附金を活用して事業を実施し、寄附をしていただく方々に実際のまちづくりに役立っているということを実感していただきたく、各種の事業に基金を充てることとしております。この基金の充当事業の内訳につきましては、予算の概要資料としてお配りしております資料の15ページのほうに掲載をさせていただいておりますので、後ほど御確認ください。

最後に、同じく、地域振興基金繰入金1,481万9,000円でございます。こちらは、町制施行80周年記念事業の財源として同基金を活用するために計上をするものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 30ページ、31ページ、32ページ。

続いて、歳出33ページ、34ページ、35ページ、36ページ。未来まちづくり課長。

○統括課長兼未来まちづくり課長（守口 英伸君） 36ページの右、説明の一番下、町職員表彰記念品代15万円でございます。職務上または職務外において顕著な成績を上げ、他の職員の模範となる職員、頑張っている職員を表彰し、記念品または金一封を贈呈するというものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 37ページ、38ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 38ページ、2款1項1目一般管理費の12節の一番下、職員勤怠管理システム導入委託料で44万円です。予算の概要資料では11ページに掲載をしております。

ます。これまでタイムカードで行っておりました職員の勤務時間の管理について、システムを導入してデータ化をすることでより効率的で正確な管理を行うこととするものでございます。この委託料は、導入に係る初期設定に要する費用として計上しております。

続いて、同じく13節の一番下で、職員勤怠管理システム利用料として51万5,000円を計上しております。こちらは、そのシステムの1年間のサービス利用料として支払いをするものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 39ページ、40ページ。検査会計室長。

○検査会計室長（奥本 恭子君） 2款1項4目会計管理費の12節委託料です。316万3,000円を計上しております。令和4年度から開始されます指定金融機関福岡銀行の業務改革に伴い新たに設置をいたします税公金自動収納機の収納データを基幹系収納システムに取り込むためのシステム改修費151万3,000円と指定金派出所へ行員1人の半日派遣を依頼する費用165万円となっております。

続きまして、その下、17節備品購入費668万8,000円です。税公金自動収納機の購入、設置に係る費用で、財源の大部分につきましては、先ほど歳入におきまして総務財政課長が申し述べましたとおり、福岡銀行による企業版ふるさと納税となっております。

なお、事業の詳細につきましては、一般会計予算の概要11ページに記載をしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 41ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 41ページ、2款1項5目財産管理費の14節トイレ改修工事費200万円です。役場の旧庁舎1階、男女それぞれのトイレの改修工事でございます。こちらのトイレは、男女とも1室1室が大変狭く窮屈で使用しづらいという状況でありました。現在使用しておりません掃除用具入れのスペースを活用しまして1室1室のスペースを広げることと、1つだけ残っております和式のトイレを洋式に改修するものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○統括課長兼未来まちづくり課長（守口 英伸君） その下の書庫ブラインド設置工事13万3,000円でございます。武道館の裏に防災倉庫兼書庫がございますが、2階の書庫の廊下の窓にカーテンがなく、夏場に西日が当たり高温となるためブラインドを設置するものでございます。6か所ある窓全てに設置をしたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 42ページ。未来まちづくり課長。

○統括課長兼未来まちづくり課長（守口 英伸君） 12節委託料の脱炭素教育SDGs事業委託料で330万円でございます。脱炭素日本一のまちの実現を加速化させるため、町職員及び町小中学校の教員を対象に研修会を行い、環境問題を含む脱炭素を学び、実施計画とともに立案するものでございます。その実施計画を町職員はまちづくりの指針として、小中学校の教員は未来を支える子供たちへの脱炭素教育のカリキュラムとして活用しようというものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 43ページ、44ページ、45ページ、46ページ、47ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 48ページに地方創生推進交付金の関連事業がございますので、一緒に説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） よろしいです、どうぞ。47ページですね、まず。

○地域振興課長（軍神 宏充君） それでは、国の地方創生推進交付金、補助率2分の1を活用する事業として5つの事業を計上しております。

1つ目に、14目まち・ひと・しごと創生事業費の12節委託料、一番上の交流マルシェ企画運営業務委託料と、2つ目に、その下のチャレンジショップ運営業務委託料、そして3つ目に、その2つ下の特産品開発事業委託料、4つ目に、地方創生加速化イベント業務委託料、5つ目に、48ページの18節負担金補助金及び交付金の2つ目の女子集客のまちづくり活性化促進事業推進助成金を予算計上しております。

まず、1つ目の交流マルシェ企画運営業務委託料は、徐々に自主運営に切り替えていくことを目的に、令和3年度の予算額770万円から270万円減額の500万円を計上し、3回の開催を計画しております。本年度初となる漁港開催とし大好評でしたので、来年度も水産振興及び交流人口の増につなげたいと考えております。ほかには、広大な山国川河川敷を有効活用し、その魅力を発信するため河川敷での開催、そして3市町合同の電車でハロウィンイベントに併せ、駅前での開催を予定しております。

2つ目のチャレンジショップ運営業務委託料200万円は、令和2年度にオープンした3店舗の使用期限が令和5年度に到来することから、入居者の募集を行うものです。今回、入居条件の見直しを行い、町外の開業者については6か月以内の転入要件を設け、3年後の町内開業と人口増を促します。また、営業日数の増や自主運営マルシェの開催を要件とし、駅前のにぎわいを促進していきます。

3つ目の特産品開発事業委託料300万円は、ふるさと納税の返礼品や町のPRとして活用できる特産品の開発を行います。

4つ目の地方創生加速化イベント業務委託料1,000万円は、女子集客のまちを広くPRす

るため、令和元年度で計画し延期となっています。ガールズミーティングを脱炭素日本一を目指すまちとして環境に優しいという意味のエシカルファッションショーにバージョンアップした計画としております。これは、現在売れ残りや使用済みの衣服が年間51万トン廃棄されるなど環境負荷が大きいことから、企業や大学、学生、地元ボランティアなどと連携し、廃棄される衣服をリユースし、また有名モデルを起用し、九州でも先駆けとなるエシカルファッションショーを開催することを考えております。また、開催時期は、県境を越えて電車でハロウィンのイベントと同時開催とし、広域連携で交流人口の獲得、ひいては移住者の獲得につながるようなイベントにしたいと計画しております。

最後に、5つ目の女子集客のまちづくり活性化促進事業費助成金300万円は、まちづくり会社が行う町の活性化事業に対する補助金でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 48ページありませんか。住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 2款1項15目交通政策費の12節委託料に、説明欄に記載の4つの地域公共交通の運行委託料、合計1,450万2,000円を計上しており、前年度から12万4,000円の減とほぼ同額でございます。

事業の概要は、一般会計予算の概要に記載をしております。

なお、本年度から開始をいたしましたデマンド型乗り合いタクシーについて内容の見直しを行い、運行回数を往復3便から8便に、目的地13か所の追加とより便利な事業として運行2年目の準備をしているところでございます。

○議長（是石 利彦君） いいですか。49ページ、50ページ、51ページ、52ページ、53ページ。住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 53ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の12節に委託料でございます。説明の一番下に戸籍システム改修委託料927万6,000円を計上しております。戸籍法と住基法の改正に伴いまして、令和2年度から改修の作業を進めているもので、事業の概要は一般会計予算の概要17ページに記載をしております。

令和6年度から戸籍事務の電子化、本籍地以外での戸籍の発行、年金手続等での親子関係その他の身分関係の存否の確認の電子化などが開始される予定でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 54ページ、55ページ、56ページ、57ページ、58ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 58ページ、3款1項1目社会福祉総務費12節委託料で、1つ目の電算システム改修委託料でございます。61万6,000円の新規計上でございます。

現在使用しております障害福祉サービス支給管理システムのバージョンアップに伴うシステム改修費でございます。

それと、同じく上から6つ目になります。中核機関委託料で、これにつきましては、高齢者や障害者等の権利擁護に係る成年後見人制度を普及するための中核機関への委託料として70万円を新規計上いたしております。社会福祉協議会への委託を予定いたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 59ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 59ページ、同じく13節使用料及び賃借料で、障害福祉サービス支給管理システムレンタル料が151万8,000円で前年度より52万8,000円の増額でございます。先ほど説明いたしました電算システムのバージョンアップに伴うシステムのレンタル料の増額でございます。

同じく18節負担金補助及び交付金で6つ目の社会福祉協議会助成金は2,595万4,000円で、前年度より32万3,000円の減額でございます。社会福祉協議会の運営事業費において町からの助成金を受け入れる法人運営事業費のうち職員の増員に係る経費が増えておりますが、委託事業を拡大しそれぞれの事業区分からの繰入れが増えたことにより減額となっております。

19節扶助費でございますが、次のページも併せて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） どうぞ。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 上から3つ目の地域生活支援事業費は494万9,000円で、前年度より139万7,000円の増額、次のページになりますが、1つ目の介護給付費訓練等給付事業費が1億6,489万2,000円で、前年度より2,061万2,000円の増額、2つ目の障害児通所支援事業費が6,095万2,000円で前年度より2,216万6,000円の増額、どちらもサービスを必要とする方や利用日数が増加傾向にあることから増額となっております。また、3つ目、障害者医療事業費が1,320万5,000円で、前年度より420万4,000円の増額でございます。更生医療等に係る医療費において生活保護受給者が対象となり全額負担となることによる増額でございます。

これらの事業費の財源につきましては、地域支援事業費のみが国の内示額の頭打ちとなりますが、そのほかは全て国が2分の1、県が4分の1の補助となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 61ページ、62ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 3款1項3目老人福祉費12節委託料で、3つ目の敬老会関係出演委託料は150万円で、前年度より50万円増額しております。その下の敬老会会場設営委託料は8万8,000円の新規計上でございます。

敬老会につきましては、令和3年度はコロナの影響で当初の日程を延期して開催いたしました
が、参加頂いた高齢者の皆様からは温かい気持ちのこもった楽しい敬老会であったとうれしいお
言葉を頂いております。令和4年度は町制80周年の記念すべき年でありますので、講演等の出
演委託料を50万円増額して計上するものでございます。

また、会場設営委託料は、敬老会当日お祝いの気持ちを込めてお迎えするための紅白幕等を設
営するための費用でございます。

以上です。

すみません。もう一つありました。

○議長（是石 利彦君） どうぞ。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 同じく18節負担金補助及び交付金で、一番下の福岡県介護保
険広域連合負担金1億2,598万2,000円で、777万5,000円の増額でございます。
介護認定者の増加に伴いサービスの利用や施設入居者が増えたため負担金のうち介護給付費が増
加したことによるものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 63ページ、64ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 3款1項4目介護予防日常生活支援総合事業費12節委託料の
上から3つ目の介護予防日常生活支援総合事業委託料570万7,000円で、前年度より
104万7,000円の増額でございます。社会福祉協議会へ委託しております配食サービス事
業において平成9年度以降据え置いておりました1食当たりの委託料を370円から500円に
増額するためのものでございます。この委託料につきましては、一部が地域支援事業分担金とし
て介護保険広域連合から町に支払われることとなっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 65ページ、66ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 3款1項8目住民福祉センター費12節委託料の一番下の住民
福祉センター管理委託料22万8,000円で、新規計上でございます。住民福祉センターひだ
まりの管理業務につきましては、今まで契約を行わず社会福祉協議会へお願いしてござい
まして、管理に要する人件費は町からの助成金の中に紛れている状態でございます。そのため、経費の
見える化を図るため令和4年度から社会福祉協議会へ管理業務を委託するためのものでござい
ます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 67ページ、68ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 68ページ、3款2項1目児童福祉総務費12節委託料の下

から3番目、放課後児童クラブ運営委託料です。令和3年11月議会で債務負担行為の御議決を頂いた放課後児童クラブ運営委託事業で、令和4年より新たに3年間の放課後児童クラブの運営を行う業者を選定するため、令和4年2月2日にプロポーザルを行い選定した結果、現在の委託業者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に決定いたしましたので、その委託料2,316万円となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 69ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 3款2項1目児童福祉総務費の18節負担金補助及び交付金です。一番下の保育士幼稚園教諭等臨時特例事業費補助金です。今回補正予算にも計上させていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士等の処遇改善のため、令和4年2月から9月までの間、その職員に対して3%程度、月額9,000円の賃金改善分に対応するための費用に対する補助金となっております。令和4年2月から9月までのうち4月から9月分に必要な予算として昭和保育園より219万8,880円、わかば乳児保育所から119万1,660円の申請がっておりますので、合計の339万540円となります。

なお、補助率については国の10分の10となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 70ページ、71ページ、72ページ、73ページ、74ページ、75ページ。あいあいセンター所長。

○吉富あいあいセンター所長（工藤多津子君） 75ページ、4款1項2目12節委託料の一番上の予防接種委託料です。委託料総額が2,303万5,000円となり、昨年より103万3,000円の増額となっております。こちらの主な理由といたしましては、子宮頸がん予防接種委託料の増額です。子宮頸がん予防接種は、平成25年7月から定期接種となりましたが、その後副反応の問題が出まして国が積極的な接種勧奨を差し控えておりました。このほど有効性がリスクを明らかに上回ると厚生労働省が判断したため、来年度4月から積極的勧奨を再開することとなり委託料を増額計上しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 76ページ。あいあいセンター所長。

○吉富あいあいセンター所長（工藤多津子君） 76ページ、4款1項2目予防費19節扶助費でございます。2項目めの予防接種健康被害救済給付金、こちらは補正予算でも計上しておりますが、34万2,000円の計上を新規にしております。予防接種の健康被害が発生した場合の被害救済給付金で、補助率は4分の3県費の補助となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 77ページ、78ページ。住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 78ページ、4款1項4目環境衛生費18節負担金補助及び交付金に吉富町外1町環境衛生事務組合負担金3,113万7,000円を計上しております。前年度比較で161万3,000円の増となっております。し尿処理と火葬の共同処理を上毛町と行うものでございます。増の主な要因は、し尿処理場、火葬場ともに灯油単価の上昇に伴う燃料費の増と、し尿処理場で3年ごとに行う施設の分解整備工事箇所が増でございます。組合の予算には現在のところ施設を維持運営する経費が計上されております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 79ページ。（「議長すみません、78ページ」と呼ぶ者あり）78ページ、ごめんなさい。あいあいセンター所長。すみません、失礼しました。

○吉富あいあいセンター所長（工藤多津子君） 4款1項6目あいあいセンター費12節委託料です。委託料の5番目にあいあいセンター改修工事設計委託料として705万8,000円を計上しております。一般予算の概要の24ページにも計上しておりますが、あいあいセンターは築25年が経過し設備異常や雨漏りが発生し、長寿命化のために屋上屋根防水工事、空調設備の更新、照明機器のLED化等の改修工事を令和5年に実施したいと考え、今回設計委託料を計上いたしました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 失礼しました。79ページ。住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 79ページ、4款1項9目地球温暖化対策費7節報償費によしとみ「エコまち」プロジェクト奨励金1,243万5,000円を計上しております。令和4年度予算としまして、令和3年12月議会の補正予算で御議決を頂きました債務負担行為、奨励金3年間分の3,710万円の3分の1の額の計上でございます。

事業の概要は、一般会計予算の概要24ページに記載をしております。奨励金事業の開始につきましては、気候非常事態宣言を行いました1月17日から町ホームページ、広報誌、チラシ配布等で周知を開始いたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 79ページ終わりましたね。80ページ。住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 80ページ、4款1項1目清掃総務費18節負担金補助及び交付金、説明の2番目に豊前市外二町清掃施設組合負担金7,412万1,000円を計上しております。前年度比較354万円の減となっております。ごみの共同処理を豊前市、上毛町と行うものでございます。その減の主な要因は、リサイクル施設建設時の起債の一部の償還が終了したためでござ

ございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 同じく80ページ、4款1項10目新型コロナウイルス感染症対策費11節と18節でございます。吉富町でも感染拡大している新型コロナウイルス感染症の対応として職員に感染の疑いがある場合の抗原、PCR検査費用として、11節役務費で50万円新規に計上するものです。

また、住民に対しましても感染の拡大防止及び不安軽減と社会経済活動の活性化を図ることを目的として無症状の方が自費で受診する場合に対しPCR検査、抗原検査の費用の一部を補助するものとして予算額408万円を新規計上させていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 81ページ、82ページ、83ページ、84ページ、急ぎます、85ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 3目農業振興費18節負担金補助金及び交付金の一番下の農業振興事業費補助金640万1,000円でございます。

併せて、附属資料の26ページをお願いいたします。前年度より326万5,000円の増となっており、予算の内訳は認定農業者等連絡協議会への補助金8万6,000円、振興作物の推進に431万5,000円、新規事業として、資料の一番上にありますようにドローンを起用したスマート農業の推進200万円となっております。

振興作物の推進は、高齢化による耕作放棄地対策や総合計画にあります他市町と比較し狭小な農地でも町の推進するサツマイモやブロッコリーなどを植えて、高収益で若い方も農業を目指す持続可能な農業を支援します。総合計画の令和4年度園芸品目の目標値10ヘクタールの達成を目指し、その内訳は、サツマイモを0.4ヘクタール、スイートコーン0.4ヘクタール、ブロッコリー8ヘクタール、ケイトウ0.9ヘクタール、タカナ0.3ヘクタールとしております。

続いて、ドローンを使用したスマート農業の推進は、町内の農地面積193ヘクタールの約半分の面積を9名の認定農業者等が担っている状況であり、今後さらに担い手農家への集約化が想定されることから、農作業の効率化や省力化、また消毒作業の受託による収益性の向上を推進するものです。面積要件は12ヘクタール以上の経営面積を対象に補助率2分の1、補助金額50万円の4名分、200万円を計上しております。

以上となります。

○議長（是石 利彦君） 86ページ。建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 5目農地費でございます。一番上の12節委託料としまして、ため

池劣化調査業務委託料48万円です。これは、ため池の長寿命化を目指し、国費100%で行う調査でございます。昨年度より実施しており、今年度は附属資料の26ページに工事箇所図をつけておりますが、その中にあります宝賀池、新池、迫池の3池を予定しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 86ページいいですね。87ページ。建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 3目漁港管理費、中ほどの12節委託料でございます。測量等業務委託料770万円を計上しております。これは、別冊の附属資料、工事箇所図にございますが、吉富海岸の整備により憩いの場、新たな観光スポットの創出を目指し、今後の整備に向けて海岸の整備に伴う測量設計業務として堤防から海岸に下りる海岸の2か所、周辺の駐車場また漁港内から海岸へ向かう遊歩道等の調査測量業務を委託するものです。

詳しくは、予算の概要の26ページに計上させていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 88ページ、89ページ、90ページ、91ページ。建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 1目道路維持費12節委託料、2番目の町道維持管理業務委託料です。518万4,000円を計上しております。これは、昨年度より302万4,000円の増額となっております。内容につきましては、町道の維持管理人を従来2人より6人へ増員をし、町の環境整備に重点を置くための予算となっております。ちなみに、月に12日、1人当たり7万2,000円の12か月分、6人分ということで計上いたしております。

引き続き、その下になりますが、2目道路新設改良費でございます。14節工事請負費、こちらも附属資料の26ページの工事箇所図に計上させていただいておりますが、道路新設改良費といたしまして1,965万円計上いたしております。図面で3番、幸子楡生線みちのり橋改良工事、4番、町道広津下屋敷線道路改良工事、こちらはフォーユー会館とJRの間にあります狭隘な道路の拡幅でございます。そして、5番、町道小祝海岸線沿道雑木撤去及び路床造成工事といたしまして、漁港内にあります浚渫に伴いました砂を利用して製薬との境の道路にその砂を埋めて雑木を整備をするという工事でございます。それに、あともう1件、緊急の町道の工事用として150万円の4件を計上いたしております。

予算の概要書の27ページにも掲載をいたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 92ページ、93ページ、94ページ。建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 2目街路費10節需要費でございます。上から2番目の街灯等修繕・新設料としまして176万円計上いたしております。これは、昨年度より86万円の増額となっており、内容につきましては、今年度、令和3年度に街灯の一斉点検を行い、その中で危険

箇所となっております中からまずは通学路、幹線道路にて安全なまちづくりに向けて新たにLED街灯を40か所設けるようにいたしておるための増額でございます。

続きまして、その下、3目公園費14節工事請負費でございます。公園整備工事費としまして4,093万円を計上いたしております。このうち3,993万円につきましては、附属資料の26ページの工事箇所図及び27ページにありますかわまちづくりの整備イメージ図がございますが、その中にありますせせらぎ水路のまずは設置工事を行いたいと考えております。

概要につきましては、予算概要書の28ページにも載せておりますが、せせらぎ水路の延長60メートル、池の面積約300平方メートルの深さ10センチ程度の安全なせせらぎ水路を整備する予定といたしております。

また、その下の16節公有財産購入費、土地購入費としまして389万8,000円を計上いたしております。こちらは、同じくかわまちづくり事業としまして、トイレ、あずまやを浸水が想定をされない堤防を民地側のほうに余盛りをいたしまして設置するためのまずは用地の確保をということで計上しております。3人の方、5筆、858平米、約260坪、15メートル掛け55メートルほどの長方形の用地を購入する予定といたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

95ページから行います。

95ページ、土木費から。

96ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 8款5項1目住宅管理費12節委託料の下から2番目の町営住宅管理人委託料19万4,000円で、前年度より15万8,000円の増額でございます。

入居者の皆様が、ルールをしっかり守り、明るく、清潔な環境を、互いに協力してつくっていただく際のまとめ役としての管理人を新たに委託するためのものがございます。年間15万3,600円を予定しており、対象となる住宅は別府団地と山王団地を考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 97ページ。建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 2目住宅建設費12節委託料でございます。町営幸子団地住戸改善等改修工事实施設計業務委託料603万8,000円でございます。

内容につきましては、附属資料26ページの工事箇所図の7番、詳細は予算の概要書28ページに記載しておりますが、令和4年度に施行いたします幸子団地全50戸中の残りの12戸、及び令和5年度に工事を予定しております改修工事の全5棟の内装改修及び外構周りの実施設計を委託するものでございます。

続いて、その下の14節工事請負費でございます。町営幸子団地住戸改善等改修工事費7,040万円です。こちらは、幸子団地の全50戸中、残りの12戸を改修するための工事費でございます。

説明は以上です。

○議長（是石 利彦君） 97ページ、いいですね。

98ページ。未来まちづくり課長。

○統括課長兼未来まちづくり課長（守口 英伸君） 1目消防総務費の一番上です。京築広域市町村圏事務組合負担金、総務費分216万9,000円、同じく消防費分1億822万7,000円でございます。

上の総務費分は、昨年度までは広域圏事務組合の一般会計分として2款総務費の企画費に計上しておりましたが、組合組織の改編により、消防事務のみを取り扱うこととなりましたので、組合の会計簿を、一般会計と消防特別会計と2会計あったものが1つの会計に統合され、消防会計のみとなったため、この9款消防費に計上するものでございます。

「総務費分」と「消防費分」と分かれているのは、負担金の算定割合が異なるためでございます。

上の総務費分は、前年対比152万1,000円の増額となっております。増額の理由は2つあります。

1つ目が、事務局長の人件費が増額となったためです。今までは、事務局長は行橋市・豊前市が輪番で職員を派遣していましたが、その派遣元の行橋市・豊前市が、特別負担金としてその派遣職員の人件費を負担していました。しかし、4月からの新改正に伴い、事務局長の人件費は構成市町で負担することとなったため、負担金が大幅に増額となっております。

2つ目の要因は、負担金の算定基礎である人口割が、吉富町は増加しています。これは、4年度の予算から、令和2年10月に実施した国勢調査の人口により算定することとなり、吉富町は人口の減少が他の市町よりも少なかったため、その結果、人口割が増えたため増額となっております。

その下の消防費分は、前年度より414万円増額となっております。増額の理由は、令和2年の国勢調査の人口により算定することとなったためです。構成する5市町の全体の負担金は11億9,613万7,000円で、昨年度と比較して303万5,000円しか増加しておりませんが、

吉富町の人口の減少が他の市町より少なかったため、本町は414万円の増額というふうになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 99ページ、100ページ。

101ページ、教育費。教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 10款……

○議長（是石 利彦君） どうぞ。いいです。

○教務課長（小原 弘光君） 10款教育費につきましては、順次、説明のほうをしていってよろしいですか。

○議長（是石 利彦君） はい。どうぞ。

○教務課長（小原 弘光君） まず、106ページをお願いします。

106ページ、10款2項1目学校管理費12節委託料、下から2番目でICT支援業務委託料であります。小学校のGIGAスクール構想の目標でありますオンライン授業の推進における教師に対するサポート体制づくりのため、文部科学省が推奨するICTサポート事業者に登録されているICT支援員を、週に1日、小学校に配置するための予算120万2,000円を新規に計上しております。なお、予算の概要の29ページに記載をしております。

続きまして、107ページをお願いします。

10款2項2目教育振興費12節委託料、外国語教育支援事業委託料であります。英語授業での外国人、英語指導助手の配置予算であります。令和3年度当初予算では1、2年生の授業を学年ごとで計画していたものを、クラスごとに戻し、学校との協議により、低学年時の英語授業をさらに増やす必要があると判断し、年間授業を15時間から17時間に増やし、さらに今年度は6年生が1クラス増えることになった、そのことなどにより、112万2,000円の増である575万6,000円を計上しております。

同じく13節使用料及び賃借料の最後、ライセンス使用料であります。412台の児童用端末で使用する学習ドリル、学習ドリルソフト、有害サイトへの閲覧制限をかけるiフィルターソフト、ウイルス駆除ソフトを自宅で1年間使用できるライセンス料402万4,000円を新規に計上しております。

続きまして、110ページをお願いします。

10款4項1目社会教育総務費18節負担金補助及び交付金の最後、こども文化パスポート事業負担金であります。北九州都市圏広域連携自治体16市町で、各自治体にある有料文化施設の入館料を、3歳から中学生までを対象に、事務局が発行するパスポートの提示により無料とする事業を実施するに当たり、パスポート作成代と郵送代に対する負担金7万2,000円を新規に

計上しております。

117ページまでの教育費についての説明は、以上で終わります。

○議長（是石 利彦君） 118ページ、119ページ。120ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書、121ページ、122ページ。123ページ、地方債の現在高に関する調書。124ページ、給与費明細書、125ページ、126ページ、127ページ、128ページ、129ページ、130ページ、131ページ、132ページ、133ページまで。

説明漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上で、議案第14号の執行部からの説明を終わります。

日程第13. 議案第15号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第13、議案第15号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ。歳入、2ページ、3ページ。歳出、4ページ、5ページ。6ページ、事項別明細書総括歳入。7ページ、同じく総括歳出。

歳入8ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 国保の世帯数、人数、それから先ほど中学生以下の報告あったんですけど18歳以下の人数と、あと滞納状況をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） お答えいたします。

令和3年度の最新の、2月末になりますが、国保世帯数が887世帯、国保の被保険者数は1,371名でございます。

うち18歳以下の被保険者数につきましては、全体が112人で、うち未就学が35、うち就学が54人となっております。

滞納状況でございますが……、滞納状況につきましては、保険証の交付状況というところで御説明させ……

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） いえ、あれでいいです、短期。短期と、資格証明書。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 資格証明につきましては32世帯、57人のうち、18歳以下は6世帯、9人となっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 9ページ……（「議長、8ページ」と呼ぶ者あり）

山本議員、どこからですか。8ページ。

○議員（5番 山本 定生君） 8ページ。

○議長（是石 利彦君） 8ページ、はい。

○議員（5番 山本 定生君） まあ、これって一般国民健康保険税で後ほどお聞きしますけどね。

これ、ほかの予算書でもそうなんですけど、例えばこの2目の退職被保険者等国民健康保険税の中で、区分で節1医療給付費分滞納繰越分と2節の後期高齢者支援何とかって、予算書なんですけど、これ以前は多分4節、5節であったと思うんですが今回これ1節、2節になっていますが、ここ変わった理由について説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） お答えいたします。

これにつきましては、国の制度改正により、令和2年度から退職被保険者が全員、一般被保険者に移行しております。それに伴いまして、現年課税分のそれぞれの歳入がなくなったため、節を整理したためでございます。これにつきまして、一般会計に倣って、節を整理したものでございます。

また、介護納付金分の滞納繰越分につきましては、令和3年度をもちまして完納となりましたので、令和4年度にはございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほか、よろしいですか。

9ページ、10ページ、11ページ、12ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に移ります。

13ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 1款総務費の一般管理費の中で、12節の委託料でちょっとお聞きしたいんですが、この第三者行為の委託料がまた入って、これ何件分を想定されているんですか。お聞きします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） これは、第三者行為の求償委託料の支払いになりますので、国保連合会に支出する事務の委託料になります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） まあ、ほかのもね、1,000円単位でずっと変わっているんで、よく計算されたり、請求があるんでしょ。ということは、これはもう向こうの先方から、来年度はこの金額ですよということで、来た金額を計上しているかお聞きします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 委託料につきましては、国保連合会の単価がございますので、その単価に見込み数を計上——掛けて、計上をしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、18ページ……（「17ページ、はい」と呼ぶ者あり）

山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 2款保険給付費で退職被——ああじゃないわ。2款保険給付費の出産育児一時金ですが、これは何件を——まあ、例年同じような金額だと思うんですけど、何件を想定しておりますか。

それで、国保全体としては何名で、町として何名ぐらいなのか、ちょっと分かりますか。想定は。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 国保会計に計上しております出産育児一時金につきましては、10件、42万円の10件で算定しております。

町全体の出産——件数につきましては、国保担当課としては把握はしておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかはないですか。いいですね。全体は。（発言する者あり）

18ページ、19ページ、20ページ。（「20ページ、お願いします」と呼ぶ者あり）

20ページ、山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 5款保険事業費の中の保険事業費で、この報償費、7節の報償費、健康優良世帯表彰ですが、これ何件分を予定しているのかと、コロナになって、そこら辺の推移はあるのか、見込みはあるのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 健康優良世帯表彰につきましては、15件分を想定しております。

コロナに関連してといいますか、この健康優良世帯につきましては、表彰を受けるに当たって規定がございます。その中で、特定健診を受けた、特定健診の対象者が全員受けているというこ

とが一つの要件になっているのですが、令和3年度につきましては、特定健診の受診者が、コロナの関係で集団健診の受診率が減っております。その関係で、若干、対象者が少なくなっているんですが、今年度ですね、今年度は少し伸びておりますので、令和4年度はもう少し対象者が増えればいいなと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） いいですか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） この健康優良世帯表彰でちょっとお聞きしたいんですが、これ保険を使わなかった方ということ前提だと思うんですが、先ほどの予算でもちょっと説明あったように、何ですか、コロナのPCR検査といますか。これ保健所から、対象になった人間は、全額補助で無料で受けれるわけです。でも、そうではなくて、例えばここにいる議員さんも、濃厚接触ではないという、経過観察という人間だったんですけど、経過観察のは自費の負担になるんですね、これ。これは対象に入るん。どうなる。これは保険使ったことに入るんだろうか。ちょっと、その辺を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） レセプトが来るか来ないかになるんですが、自費の場合は、恐らく、保険対象になってないと思いますので、自費で受けられた場合については表彰の対象になるのではないかと考えております。

以上です。（「ん、対象になる」と呼ぶ者あり）

表彰の対象です。表彰。健康優良世帯の表彰の、対象。（「ん」と呼ぶ者あり）保険は使っていないので、保険料を受けてないので、表彰の対象にはなると考えております。

○議長（是石 利彦君） いいですか。（発言する者あり）いや、レセプトが来たら、時点でっち言った。（発言する者あり）

21ページ、（発言する者あり）22ページまで。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。（発言する者あり）

○議員（7番 梅津 義信君） 全般のところですね、そもそもなんですけど、国保加入者の数。何年に何名であろう。5年間ぐらいの推移のもしくは分からなければ世帯数で結構なんですけど。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 令和元年度からの人数をお答えいたします。

令和元年度は907世帯、1,448名。令和2年度は897世帯、1,401名。令和3年度は890世帯、1,371名。令和4年度は、国保の本年度予算の見込みというところで

887世帯、1,380人を見込んでおります。減少傾向になっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、給与費明細書、23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページ、31ページ。

次に、保険給付費に係る内訳明細書、32ページ、33ページまで。

以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。議案第15号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第14. 議案第16号 令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第14、議案第16号令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ。歳入、2ページ。歳出、3ページ。次に4ページ、事項別明細書総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。

次に歳入、6ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 後期高齢者医療保険料のところでお聞きしたいんですが、人数のほうを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 見込みの人数といたしましては、基盤安定の算定数値となりますので、9月末の人数で1,095名でございます。

ただ、実績としまして、最新の令和4年1月末の人数になりますが、被保険者数は1,103名となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） いいですか。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 人数を教えていただいたんですけども、特別徴収と普通徴収で、人数を教えてください。それから、その中の75歳以下は何名かということもお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 特別徴収と普通徴収の人数でございますが、予算算定上につきましては、広域連合から年間の保険料の金額が、資料として頂いております。その総額の全体の65%を特別徴収、普通徴収は全体の35%を見込んでおります。

以上です。

すみません。75歳以下の人数につきましては、令和3年度の基盤安定算定数値になりますが、27名でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） いいですか。はい、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今年10月以降に2割負担になる予定の高齢者の方は何人で、全体の何%ぐらいなのか分かればお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 人数につきましては、本年、本年——昨年中の所得状況に応じて変わってきますので、人数につきましてはちょっと、数値を持っておりません。

ただ、県の広域連合のほうは、全体の2割程度を見込んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 7ページ、8ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 令和4年度が保険料の改定の年になるかと思うんですけども、今後どのようになるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 令和4年度の保険料率につきましては、所得割率が10.54%、均等割額が5万6,435円となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今までに比べてどうなるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 令和3年度につきましては、所得割率は10.77%、均等割額が5万2,687円となっております。所得割率につきましては減少しております。均等割額につきましては若干増えているという状況でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。

9ページ、10ページ、11ページまで。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第15. 議案第17号 令和4年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第15、議案第17号令和4年度吉富町奨学金特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ。歳入、2ページ。歳出、3ページ。次に4ページ、事項別明細書総括歳入、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に歳入、6ページ、7ページ、8ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。

9ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今年度の貸付利用について、どのように見込んであるのでしょうか。

か。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） お答えします。

まず、予算につきましてですが、こちらは条例第4条の規定の最大貸付人数で計算しております。その結果、3,366万円の予算を計上しております。

見込みにつきましてですが、3年度につきましては、まあ決算の議会で説明する内容であります。6名の方。6名の方、432万円を新規に貸し付けております。その数字は、令和2年度は3名、129万5,000円だったことから、人数にすれば倍ということで、借りやすい奨学金の改正の効果が出ております。4年度につきましては、それ以上の貸付けを、教育委員会としては、期待しているところであります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） またこれは委員会のほうで細かいことをお聞きしますが、全般について1点だけ教えてください。

今回、今説明があったように、町のほうが奨学金の返還支援助成金というものを始めました。この場合、この予算書のどこに出てくるのか——か、出てくるのか出てこないのか。出てくる場合はどこに、そのお金というか、入ってくる——んだと思うんですけど。ちょっと、仕組みは僕もまだ具体的に分かってないんで。本人が入って本人がそこに支払いに来るのか、町のほうからこちらに直接入るのか、その場合どこに、どこに出てくるのか。そのへん教えてください。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 確認させてもらってよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

一般会計で、奨学金返還に対する助成、こちらの内容についての質問でしょうか。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） あの、ここに出てくるか出てこんか自体が分からないんで、ちょっとその辺が、この今回の町の事業とこれに絡むのか。まあ奨学金ということなんで、ここに出てくるのかなと思ったんで、そこをお聞きしたい。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） この今、特別会計、奨学金特別会計予算には、反映しません。あくまでも、それは、この町の奨学金も含めて、その1年間で返還した金額に対する助成事業で、一つの目的は定住化促進とか、そういうところの目的で一般会計予算で計上されているのみで、こ

ちらのほうには反映されてません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号令和4年度吉富町奨学金特別会計予算については、総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第16. 議案第18号 令和4年度吉富町水道事業会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第16、議案第18号令和4年度吉富町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。

予算書1ページ、2ページ。重要な会計方針に係る事項に関する注記、3ページ。予算実施計画、収益的収入及び支出、4ページ。5ページ、資本的収入及び支出。予定キャッシュ・フロー計算書、6ページ。給与費明細書、7ページ、8ページ、9ページ。債務負担行為に関する調書、10ページ、11ページ。予定貸借対照表、12ページ、13ページ。予定貸借対照表（前年度分）、14ページ、15ページ。予定損益計算書（前年度分）、16ページ。

次に、予算明細書、収益的収入及び支出、17ページ、18ページ、19ページ。

山本議員。何ページですか。

○議員（5番 山本 定生君） 19ページでお願いします。いいですか。

○議長（是石 利彦君） いいですか。

○議員（5番 山本 定生君） いいですか。

○議長（是石 利彦君） どうぞ。

○議員（5番 山本 定生君） 1款1項の、こちら4目、4目の16節委託料で、インボイス制度導入に係るシステム改修業務委託料とありますので、ちょっとこれ聞き慣れない言葉なので説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） お答えいたします。

先ほど議員が言われるように、「インボイス」ということで初めて予算書のほうに出てきた言

葉ではありません。

インボイス制度とはということでお答えをいたしますと、消費税に関する新しい制度となります。いわゆる、事業を営んでいるものは、事前に税務署に登録をいたしまして、登録番号ですね、13桁の数字と、その数字の頭に頭文字、英語で「T」、「T」ですね、「T」のいわゆる英語の頭文字の下に13桁の登録番号を税務署のほうで登録をしていただくような制度です。

それがどうなるかという、請求書や領収書などに今後その登録番号を記載した、領収書、請求書や領収書を発行する。そのことを「インボイス」というふうに現在、定められております。

その「インボイス」は、分かりやすく言いますと、「適格請求書等」というような形で表記されております。あわせて、請求書のほうには——請求書、領収書には、消費税額であるとか8%、10%の違いがありますので、そういった税率を併せて記載するというふうに今後、制度が変わっていきます。そのことを「インボイス」ということで表現をしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 分かりました。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） それは何か法改正とか何かそういう、何かあって、こういうのを導入しなければいけないのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今おっしゃるとおりで、令和5年の10月からスタートするというように定められております。

このインボイスの請求書、領収書になると、じゃあこの先どうなるのかということをお話しいたしますと、消費税を納めるのは、消費者、払うのは消費者なんですが、直接納めるのは、その事業者という形になりますよね。といったときに、その事業者は、いろんなその資材を仕入れたりするときに、仕入れ額控除というような形で、幾ら払うかというような計算を後でするわけです。そういったときに、その請求書、領収書でそういった内容が分かるように、請求書や領収書を発行する者は、そういった内容を詳しく、記載しなければならないという制度になっています。

そんなところが、インボイス制度です。今後は、令和5年の10月から、そういったことがスタートしていきます。ですから、もう、現時点で、既に税務署のほうに登録すれば、そういった登録番号は与えられるようになっております。今から、その請求書、領収書を発行する者は皆、そういったインボイス制度に基づいたところでの発行ということになってこようかと思っております。

○議長（是石 利彦君） いいですか。

20ページ。

資本的収入及び支出、21ページまで。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回、幸子浄水場送水ポンプ施設改良工事が始まりますけど、これどういった形のを予定なのかと、それによって、例えば給水制限が出たりだとか、何か住民にとって支障があるのか、ちょっとその辺についての説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 幸子浄水場送水ポンプ施設の改良工事につきましては、現在考えております水道施設の統廃合事業の一環で行うわけなんですけど、令和3年度の当初予算のときの審議の委員会のときも説明の機会は与えていただいたんですが、幸子浄水場から、現在は、東病院の前とさやの小児科の前にある着水井、水槽に一度、水を入れて、そこからまた再び、ポンプを変えて山の上のタンクに、配水池に揚水をしております。それを、幸子浄水場から直接その配水池に送り届けることで、途中のその施設を介せずに、直接送り込んだほうが、維持管理費、いろいろ、ランニングコスト等の削減につながると。

そういったことで、今回、幸子浄水場の送水ポンプを、11キロワットの現在ポンプが2台あるわけですが、これを15キロのポンプに変更して、そのいわゆる現在より力強いポンプにして、山の上の配水池まで直接、水を送り届ける。こうすることによって、幸子浄水場には発電機もしっかりと設置しておりますので、停電や災害等のときにも、配水池の上まで直接、水を送ることができますので、停電時においても水道を継続的に給水すると。そういった効果も考えております。

以上です。（「まだ、言ってない」と呼ぶ者あり）あ、すみません。（「支障があるか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

それと併せて、給水制限ということで御質問を頂きました。ポンプを1台ずつ交互に交換をしていきますので、継続的に水は送り続けながらの工事になりますので、給水制限等は一切ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 本年度も下水道に伴う布設替えがありますが、本年度分を入れて、布設替えは、大体ざっくりで何%ぐらい終わるんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 水道管が全部で今、全長が約50キロメートルぐらいあるんですが、今、率で数字で表すとどれぐらいかというのはちょっと今数字を持ってないんですが、現在、町内でももう約5割以上、もう5割以上のところが、配水管の布設替えが終了しておるといふふうに認識しております。

というのも、現在、漏水の調査を行っているんですが、布設替えを行ってないところを中心に、

現在、漏水調査をかけております。その延長は、現在、町内で約20キロ。ということは、全体の50キロのうち、まあ約30キロ程度は、配水管の布設替えが既に終了しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。

以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどのインボイス制度に関するものなんですけど……

○議長（是石 利彦君） ちょっとマイク、マイクを上げてください。聞こえんな。——ああ、ごめんなさい。どうぞ。

○議員（8番 岸本加代子君） ええと、ええとですね、要するに、物を買って、そして国に消費税として上げる、上げる可能性のある業者に、業者にとってそれが必要なことなんです、今度の改正は。だから、水道会計になってもそれは必要ということでもいいですか。

○議長（是石 利彦君） いいですか。上下水道課長、説明。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今、岸本議員さんが言われたとおりです。はい、そういうことです。（発言する者あり）

○議長（是石 利彦君） 質疑、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第18号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号令和4年度吉富町水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第17. 議案第19号 令和4年度吉富町下水道事業会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第17、議案第19号令和4年度吉富町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。

予算書1ページ、2ページ。重要な会計方針に係る事項に関する注記、3ページ。予算実施計画、収益的収入及び支出、4ページ。5ページ、資本的収入及び支出。予定キャッシュ・フロー

計算書、6ページ。給与費明細書、7ページ、8ページ、9ページ。

山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ここ職員のね、数でちょっとお聞きしたいんですが、これ先日、条例改正で、企業会計から人数を町長部局に持って行って、今回ここ3名、2名から3名に増員にそこが。水道は1名、さっき減だったんですけど、こっちは増になっているんで、そこら辺の説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 公営企業に出向する職員は全部で6名と定められておるといふうに認識をしております。現在は、上下水道課職員は5名で現在やっておるわけなんです、ということで下水道が3名、水道が2名というふうな今構成、給与の、予算上のですね、配置をしております。

現在5名のうち3名が下水道ということで、これは、公営企業として6名ということの枠はあるんですが、町全体を見たときに、そういった状況も鑑みて、上下水道課、現在の5名で。5名と、会計年度任用職員が1名の、この全体で6名で何とか頑張れるんじゃないかというようなお話もあって、それを現在受け入れて、やっております。

今回のこの予算につきましても、下水道のほうは人件費3名分、上水道のほうは2名分ということで当初予算のほうは計上させていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 補足をさせていただきます。

現在はですね、5名ということで予算を組んでおります。これはあくまで現時点での人数をベースにつくっておりますので、今後もし、4月の異動で公営企業に6名ということになった場合には、補正で対応していきます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 債務負担行為に関する調書、10ページ、11ページ。予定貸借対照表、12ページ、13ページ。予定貸借対照表（前年度分）、14ページ、15ページ。予定損益計算書（前年度分）、16ページ。

次に、予算明細書、収益的収入及び支出、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ。資本的収入及び支出、21ページまで。（「21ページ、お願いします」と呼ぶ者あり）

山本議員。21ページ。

○議員（5番 山本 定生君） はい、21ページ。支出のほうでお願いします。

資本的支出、1款建設改良費1項で1目で21節工事請負費と24節委託料なんです、ここ

一遍に聞きますので、お答えしてください。

全窒素・全リン取替工事という内容についての説明と、その下の汚水処理施設改築更新詳細設計委託料、これどういったものなのかと、一番下の都市計画及び事業計画変更業務委託料、これ「都市計画」は町の都市計画の変更に伴うものなのか、ちょっとその辺について教えてください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、1つずつお答えをいたします。

まず、工事請負費の中の全窒素・全リン計の取替え工事800万円です。

この分析計は吉富クリーンセンターに設置されておまして、下水ですね、下水の放流水の窒素とリンを、常時、これは監視をしております。

現在のこの機器につきましては、クリーンセンター建設当時の平成15年に設置したもので、設置から約19年が経過をしております。現在まで手入れをしながら使ってきたんですが、装置自体の老朽化と修理交換部品の製造中止というところを伝えられております。そういったことから、今後、修理が利かなくなるというようなことを話を受けての、現在、交換です。非常に、19年経過しておりますので、まあそろそろ、まあ耐用年数も既に過ぎておりますし、交換の時期かなということで考えております。

この全窒素・全リン計の取替えに当たりましては、この分は、ちゃんと国庫補助を頂いてですね、行うような予定にしております。

それから、次の委託料の汚水処理施設改築更新詳細設計委託料2,300万についてです。

これは、同じ吉富町の下水道の処理施設につきまして、これは令和2年から令和3年度にかけて、ストックマネジメント計画ということで、吉富町の吉富クリーンセンター他再構築基本計画ということで計画を策定をいたしました。その中で、経年劣化等を含む傷み具合等のひどい施設については、計画的に、交換をしていこうと。そういったものです。

先ほど来の全窒素・全リン計もその中の1つ、これを先に行うわけなんですけど、そういったものも今後、施設改良する際に国庫補助金を受けて更新をする際には、こういった詳細設計までも一連の計画書として作成しておくこと、ということが要件として定められておりますので、計画するものです。

現状、今、令和3年度のそのストックマネジメント計画調査を現在まだ行って最終納品を受けてないんですが、中間協議をする中でですね、そんなに傷んでいる、もう今すぐ更新をしなければならぬというような状況の施設はまああまりなく、まあ、ほとんどない。水位計とかですね、流量計とかそういったところの傷みはありますが、そのほかについては、大きな更新はしなくて済むだろうというような中間報告を受けております。

それから、3つ目の都市計画及び事業計画変更業務であります。

まず最初に、この「都市計画」、町のかとといいますと、町の都市計画ということではありません。下水道事業が都市計画法に基づいたその下水道の事業というようなことから、下水道を今後、面整備を行う際に、全体のその計画ですね、下水道の事業計画というものにしっかり定めた上でなければ、その下水道の面整備工事ができないというようなことになっております。

それで、今後、工事を進めていく幸子上、今吉上、別府地区ですね、既に詳細設計等を進めました。こういったところをいよいよ、この下水道認可区域に含みまして、面整備工事に進んでいくと。そういったことでの事業計画の変更ということで考えております。

その「都市計画の変更」というのは、農用地区域内で現在までもともと田んぼだったところが転用をされて宅地化されたところ、そういったところも下水道区域に含んでいきますので、その部分が「都市計画の変更」。そして、事業計画変更というのは、先ほど来申しました今吉・幸子上、別府地区をいよいよ下水道区域として取り込んでいく。そういった二本立ての計画で、大体、吉富町ほぼ、まあかなり9割近いところが下水道の事業計画になっていくと。そういったことになります。

大体、こういった計画につきましては大体5年に1回見直していくということでこれまでやってきましたので、そういった年になろうということです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号令和4年度吉富町下水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第18、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（是石 利彦君） 日程第18、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、よろしく申し上げます。

議案書27ページをお願いいたします。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として、法務大臣に対し推薦したいので、意見を求める。

住所、吉富町大字広津51番地1。中川和生、昭和31年4月23日生まれ。

住所、吉富町大字土屋255番地。内山弘美、昭和32年4月12日生まれ。

住所、吉富町大字小犬丸351番地7。今井純子、昭和35年10月26日生まれ。

令和3年6月30日をもって任期が満了する中川和生氏、内山弘美氏を再推薦し、榭吉彦氏の後任として新たに今井純子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の意見を求めるものでございます。

中川さんは、広津上区にお住まいで、現在65歳でございます。平成29年度から令和2年度まで、同区の自治会長も務められました。令和元年7月に人権擁護委員を委嘱され、現在に至っております。高齢者や子供の人権問題に強い関心をお持ちで、人権擁護委員協議会の高齢者問題部会に所属され、高齢者施設への訪問による人権啓発活動や、特設人権相談所での相談対応、小学校での「人権の花運動」や中学校での人権教室に積極的に参加されるなど、御尽力を頂いております。

内山さんは、土屋区にお住まいで、現在64歳です。保育園や幼稚園の職員を経て、平成6年から上毛町にあります「月の輪学園」で勤務され、現在、理事を務められております。中川さんと同様に、令和元年7月に人権擁護委員を委嘱され、現在に至っております。障害者施設での勤務を通じ、障害のある方に関わる人権問題に強い関心をお持ちです。また、人権擁護委員協議会では男女共同参画部会に所属され、女性目線で細やかな人権擁護委員活動に御尽力されています。

新任の今井氏は、喜連島下区にお住まいで、現在61歳です。昭和保育園で保育士として勤務された後、昭和62年に吉富町役場に入庁され、令和2年までの34年間、吉富保育園や吉富小学校の給食調理員として勤務されました。保育園や小学校での勤務経験があるため、子供に関わる人権問題に強い関心をお持ちで、子供に対するいじめや体罰、虐待などの問題解決に取り組んでいきたいとの考えを持っておられます。女性の立場で細やかな相談を受けることにも意欲的であり、4名の人権擁護委員のうち2名が女性となることで、より女性の方が相談しやすい環境が整うという意味でも、今井氏は人権擁護委員として適任であると考えております。

以上3名の方々は、いずれも人権擁護委員としてふさわしい経験やお考えをお持ちであり、適任者として法務大臣に推薦したいと思っておりますので、町議会の意見を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。先ほど、担当課長からの説明がありました。本諮問は、1議案で3名の人権擁護委員会候補の推薦について意見を求めるものであります。質疑、討論、採決は、分離採決により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） それでは、採決の方法は、起立により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なし。御異議なしと認めます。それでは、質疑、討論、採決は分離採決にて、採決の方法は起立にて行うことに決しました。

お一人ずつ、ちゅうことですね。

まず、中川和生氏についてから、質疑、討論に入ります。

中川和生氏に対して御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、中川和生氏について採決いたします。中川和生氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） どうぞ。

起立全員であります。よって、中川和生氏を適任とすることに決しました。

次に、内山弘美氏について質疑、討論に入ります。

内山弘美氏に対して御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、内山弘美氏について採決いたします。内山弘美氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） ありがとうございます。どうぞ。

起立全員であります。よって、内山弘美氏を適任とすることに決しました。

次に、今井純子氏について質疑、討論に入ります。

今井純子氏に対して御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、今井純子氏について採決いたします。今井純子氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（是石 利彦君） 起立全員であります。よって、今井純子氏を適任とすることに決しました。

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後 2 時02分散会
